

令和7年 北秋田市農業委員会 第8回総会

1. 開催日時 令和7年8月15日（金） 午後1時30分から

2. 開催場所 北秋田市役所本庁 3階大会議室

3. 出席委員（26名）

1番 櫻井 豊	2番 佐藤 稔	3番 宮腰 文義
7番 長崎 成人	8番 堀部 聡	9番 多賀谷 テル子
10番 長岐 正	11番 松岡 英敏	14番 藤島 喜美男
16番 寺田 一徳	17番 武田 響一	19番 佐藤 茂延
20番 金田 悦子	22番 中嶋 力藏	24番 松橋 利彦
25番 伊東 誠子	27番 佐藤 政信	28番 小笠原 千春
29番 澤藤 匠	30番 土濃塚 謙一郎	31番 野呂 義久
32番 若松 一幸	33番 佐藤 整	34番 金 俊英
36番 佐藤 篤史	37番 長岐 一志	

4. 欠席委員（10名）

4番 鈴木 豊	5番 佐藤 邦久	6番 中林 めぐみ
12番 伊藤 鶴一	13番 土田 紀子	15番 成田 博幸
18番 武石 修一	21番 藤岡 智洋	23番 佐藤 利子
26番 出川 信久		

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第17号	会務報告
第 2	報告第18号	専決処分の報告
第 3	議案第32号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 4	議案第33号	農地法第4条の規定による許可申請について
第 5	議案第34号	農地法第5条の規定による許可申請について
第 6	議案第35号	令和7年度秋田県農業委員会大会における政策提案について

7. 出席した事務局職員

局長 成 田 幸 治 副主幹 簾 内 拓 也 主査 疋 田 憲 匡

8. 議事録署名委員

22番 中 嶋 力 藏 24番 松 橋 利 彦

9. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、ただいまより令和7年北秋田市農業委員会第8回総会を開会いたします。 はじめに、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 4番 鈴木豊 委員、5番 佐藤邦久 委員、6番 中林めぐみ 委員、12番 伊藤鶴一 委員、13番 土田紀子 委員、15番 成田博幸 委員、18番 武石修一 委員、21番 藤岡智洋 委員、23番 佐藤利子 委員、26番 出川信久 委員の10名となっております。委員総数36名中、26名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。 それでは会長よりごあいさつと総会会議規則第5条の規定により、議長として議事の進行をよろしくお願いいたします。
会 長	会長あいさつ（ 省略 ）
議 長	それでは、議事日程に従いまして議事を進行させていただきます。 はじめに議事録署名委員であります。恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認め当職より指名いたします。 22番 中嶋力藏 委員、24番 松橋利彦 委員にお願いします。 それでは案件に入ります。報告第17号「会務報告」を事務局よりお願いいたします。
事務局	事務局の成田です。以後着座にてご説明いたします。 それでは、議案書の2ページをご覧ください。報告第17号「会務報告」です。読み上げてご報告いたします。

7月4日、第7回総会に係る調査を、委員5名・事務局3名の出席により市役所第2庁舎会議室にて実施しました。

11日、北秋田市都市計画審議会が市民ふれあいプラザコムコムにて開催され会長が委員として出席しました。

14日、農業者年金加入推進特別研修会が秋田市・ホテルメトロポリタン秋田にて開催され年金推進部長5名及び事務局長が出席しました。

15日、第7回定例総会を市役所本庁舎大会議室において委員31名の出席により開催しました。

23日と24日の両日、令和7年度先進地視察研修として、青森県黒石市の株式会社アグリーンハートほか2箇所を委員13名および事務局2名で視察してまいりました。なお、こちらにつきましては後ほど参加委員より別途報告があります。報告は以上です。

議長

ただいま事務局より報告がありましたが、これらは会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

つぎに先ほどの会務報告にもありました令和7年度先進地視察研修の参加報告ですが、議席番号1番 櫻井豊 委員より報告をお願いします。

1番

1番の櫻井です。

7月23日、24日の2日間にわたって行われました「令和7年度先進地視察研修」についてご報告いたします。参加者は私を含む委員13名、事務局2名の計15名で、1日目は青森県黒石市の「株式会社アグリーンハート」という農業法人、2日目は五所川原市の「モホドリ蒸溜研究所」と弘前市の「JAアオレン」の計3箇所を視察してまいりました。

1日目の株式会社アグリーンハートでは、同法人が行っている有機農法によるコメの栽培、ドローンやロボットを活用した肥料散布や除草等のスマート農業、休耕地再生の取り組みなどについて、2時間にわたりご講義いただき、その後ほ場へ移動し水田も見学させていただきました。2日目のモホドリ蒸溜研究所では、リンゴを活用したアップルブランデーの生産工程を、JAアオレンではリンゴジュースのほかニンジンやシャインマスカットなどのジュースも生産している工場を視察しました。今回の視察研修では青森県の農業法人の農業に対する姿勢を学ぶことができ、大変有意義な視察研修でした。以上です。

議長

櫻井委員、ありがとうございました。

事務局

次に報告第18号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

議案書3ページをご覧ください。

報告第18号「令和7年7月分 専決処分の報告」です。

表の7月の列をご覧ください。

(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見が46件、(3) 非農地通知が1件、(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理が13件、(6) 農地所有適格法人の報告書の受理が1件、(7) 農地所有適格法人以外の法人の報告書の受理が1件、(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が3件、(10) 2アール未満の農地の転用に係る届出の受理が1件、合計66件の処理を実施しました。次の4ページからその内訳となります。

はじめに、(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見についてです。

(申請番号1番を朗読)

以下、10ページの申請番号46番までの計140筆、291,861㎡について、いずれも適当であるとの意見を回答しております。

つぎに同じく10ページの下段をご覧ください。

(3) 非農地通知です。

(申請番号1番を朗読)

以上の1件について、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地である旨の決定を行っております。

つぎに1枚めくっていただいて11ページをご覧ください。

(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、13ページの申請番号13番まで、合計72筆、面積86,443㎡です。

つぎに14ページの中ほどをご覧ください。

(6) 農地所有適格法人の報告書の受理、および(7) 農地所有適格法人以外の法人の報告書の受理につきましては、それぞれ記載の1法人より報告書を受理しております。

つぎに同じく14ページの下段をご覧ください。

(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、1枚めくっていただいて15ページの申請番号3番まで、合計10筆、面積23,802㎡です。

つぎに(9)2アール未満の農地の転用に係る届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以上、合計面積78㎡の1筆です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 報告第18号について事務局より説明がありました。それでは、質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

32番 32番若松です。

8ページの申請番号32番と35番の案件は賃貸人と賃借人が同じですが、どういった契約内容なのか教えてください。

事務局 事務局の疋田です。

こちらの案件は令和7年の3月に基盤整備事業が終わった地域のもので、旧地番と新地番の関係で農業公社の台帳を現状耕作している地番に合わせるための手続きとなっております、実際新たに契約するといったものではなく、農業公社における事務手続き上必要な処理ということで申請がなされたものです。

議長 その他ご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、次に進みます。

次に、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書16ページをご覧ください。

議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和7年8月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

(申請番号1番を朗読)

以下、申請番号２番まで、合計３筆、面積 1,066 ㎡です。なお、これらの案件につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。農地法第３条第２項各号については１７ページをご参照ください。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号３番 宮腰文義委員よりお願いいたします。

３ 番

３番の宮腰です。

申請番号１番と２番を報告させていただきます。

調査日は８月６日、調査員は４番の鈴木委員、５番の佐藤利子委員、６番の中林委員、７番の長崎委員と私、事務局から成田事務局長、簾内副主幹、疋田主査の計８名で、市役所第二庁舎会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。

申請番号１番は資料の１９ページから２０ページになります。七日市字伊勢堂岱の申請地は、七日市集落のはずれにあり、妹尾館方面へ向かう道路に隣接している農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号２番は資料の２１ページから２２ページになります。三木田字舟付の申請地は、三木田集落のすぐ南側に隣接している農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に管理がされており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議 長

宮腰 委員、ありがとうございました。

議案第３２号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からの説明が終わりました。それでは本議案について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第 3 2 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第 3 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 2 3 ページをご覧ください。

議案第 3 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」

農地法第 4 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 7 年 8 月 1 5 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
(申請番号 1 番を朗読)

以上、合計面積 452 ㎡の 1 筆です。なお、本案件は常設審議委員会への諮問対象案件となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

議案第 3 3 号について事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。同じく議席番号 3 番 宮腰文義 委員よりお願いいたします。

3 番

3 番の宮腰です。

申請番号の 1 番を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

申請番号 1 番は資料の 2 4 ページから 2 8 ページになります。八幡岱新田字下新田の申請地は、八幡岱集落の南側に隣接し、基盤整備された一団のはずれにある小さな区画にありました。衛星写真と事務局で撮影した現地の写真で確認したところ、集落に接続している農地であること、水路や隣接の農地との間隔も十分とって住宅を建てる計画であり、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議 長

宮腰委員、ありがとうございました。

議案第 3 3 号について事務局及び現地調査をして頂いた委員からの説明が終わりました。それでは、本議案について質疑に入ります。何かご質

間、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第 33 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。
次に、議案第 34 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を
議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 29 ページをご覧ください。
議案第 34 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議
を求める。
令和 7 年 8 月 15 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
(申請番号 1 番を朗読)
以上、合計面積 330 m²の 1 筆です。ご審議の程よろしくお願いいたし
ます。

議 長

議案第 34 号について事務局の説明が終わりましたが、この件に関し
まして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席
番号 7 番 長崎成人 委員よりお願いいたします。

7 番

7 番の長崎です。
申請番号の 1 番を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の
報告と同様です。
申請番号 1 番は資料の 30 ページから 34 ページになります。鷹巣字
南中家下の申請地は、鷹巣小学校と道路を挟んだ場所にある農地でした。
衛星写真と事務局で撮影した現地の写真で確認したところ、道路や宅地
などの開発によって分断されて孤立した農地であり、住宅を建設するこ
とで周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられまし
た。以上で報告を終わります。

議 長	長崎委員ありがとうございました。 議案第 3 4 号について事務局及び現地調査をして頂いた委員からの説明が終わりました。それでは、本議案について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。
1 0 番	1 0 番長岐です。 貸し人と借り主との関係を教えてください。
事務局	貸し人が父親で借り主が息子の親子となります。
議 長	その他ご質問、ご意見等ございませんか。 （ なしの声 ）
議 長	質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。 議案第 3 4 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。 （ 異議なしの声 ）
議 長	異議なしと認め決定いたします。 次に、議案第 3 5 号「令和 7 年度秋田県農業委員会大会における政策提案について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 3 5 ページをご覧ください。 議案第 3 5 号「令和 7 年度秋田県農業委員会大会における政策提案について」 令和 7 年度秋田県農業委員会大会における当農業委員会からの政策提案について、別紙（案）のとおり提案するものとする。 令和 7 年 8 月 1 5 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志 提案理由です。 一般社団法人秋田県農業会議より、令和 7 年度秋田県農業委員会大会における政策提案の検討について依頼があったことから、当農業委員会としての意見を提出しようとするものです。 つぎの 3 6 ページから 3 7 ページにわたって記載しております 3 点の要請事項が提案内容となっておりますが、今般の提案にあたりましては、

前回第7回の総会後に開催された総務小委員会における協議結果をふまえて内容を決定しております。詳細につきましては総務小委員会からの説明をお願いいたします。

議 長

総務小委員長お願いいたします。

総務小委員長

ご説明いたします。令和7年度秋田県農業委員会大会において意見をとりあげていただくように今般3点の政策提案を上げております。まず1点目の「有害鳥獣対策」ですが、昨年度も同様に提出したところですが、現在も被害が続いており対策が不十分であると考え提案させていただきました。2点目の「スマート農業の推進」につきましても重要施策でありますので今後も取り上げていただくように、3点目の「農畜産物の再生産への支援」につきましては、現状では農畜産物の生産コストが上昇しており、農家から買い上げる農畜産物の買い取り価格に生産コストを適切に反映させた価格を設定して再生産の継続を支援していただきたいというものです。これにより農家の営農意欲の維持、向上、および将来の集積・集約、新規就農の促進が図られる効果が期待できると考えております。以上の3点の政策提案となります。よろしくお願いいたします。

議 長

総務小委員長、ありがとうございました。

議案第35号について事務局ならびに総務小委員長からの説明が終わりました。それでは本議案について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第35号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長

異議なしと認め決定いたします。
以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。
これをもちまして、令和7年第8回定例総会を閉会いたします。